

下保セ第 4056 号
平成 17 年 4 月 28 日

富岡環境森林事務所長 ○ ○ ○ ○ 様

下仁田町長 ○ ○ ○ ○

廃棄物処理施設設置等協議書に対する意見について（回答）

平成 17 年 3 月 9 日付富保福第 1204-8 号で照会があったことについて、
下記のとおり回答いたします。

記

I 本件に関する町の基本方針

本件に係る産業廃棄物処理施設建設計画については、平成 15 年 8 月 5 日付け群馬県知事及び群馬県議会議長宛「産業廃棄物処理施設建設計画の反対に関する請願」として提出し、平成 15 年 10 月 8 日付で群馬県議会議長から「請願審査結果通知書」で採択された旨の通知があったとおり、当町としては当該事前協議開始当初から一貫して反対の姿勢で臨んでいます。

II 事業者の計画に係る立地条件等に関する意見

1 計画地進入路に関しての疑義

- (1) 国道 254 号線から新規に東進するトンネルを開設し、県道南蛇井下仁田線へ到達することとなっていますが、この進入口付近には「○○用水」が国道 254 号線と並行して走っており、○○用水関係者は事業者には協力せず、むしろ反対の意思を表明しております。○○用水の関係者の同意がないと法的には、ここを通過できないと

と思いますが事業者は、この点をどのように考えているのか全く示されておられません。

- (2) 前項新規トンネル以外の進入路は、県道南蛇井下仁田線の一部を拡幅し、使用する計画ですが、この拡幅予定地には町が所有する土地も含まれています。しかし、本事前協議に係る計画に関する限り、町民の大多数が本件処分場の設置に反対の意思を表明している以上、土地所有者としての町には協力の意志はありません。拡幅用地の確保は、不可能と考えます。

2 計画地内における町道敷きなどに係る疑義

- (1) 計画地内には、町が管理する延長 1,160m の町道 1276 号線及び延長 840m の 1277 号線（通称：小坂坂峠）が通過しています。この町道は歴史の道として先人の遺業を偲ぶ重要な遺跡となっており、事業者が関係地域住民に対する説明会用に作成した事業計画概要書（以下「計画概要書」という。）の「自然環境（景観、人と自然との触れ合いの場、文化財）に対する影響は見られません。」とする記述とは相反する結果となります。

事業者の計画では、本件町道の払い下げや付け替えが不可欠となりますが、町民のほぼ全員が事業者の計画に反対している状況では、町としても事業者の計画には反対であり、町道の払い下げや付け替えに応ずる意志はありません。

本件町道の払い下げや付け替えができない以上、本件事業者の計画実現は不可能であり、早期に取りやめることを望んでおります。

この町道は、事業者の計画地の中心部を複数に枝分かれして貫いており、町道がこのように複雑多岐に存在している場所は、産業廃棄物処分場として適切な場所とは到底思えません。

- (2) 計画地内には、多数の小河川が存在しますが、これの管理者としての町も、付け替え等による利用を認めてはおりません。

3 計画地の土地は、以前株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が保有していましたが、保有していた時点で 39 筆分の特別土地保有税に滞納が生じており、当該土地は現在町の差し押さえ管理下にあります。

これの扱いについて計画には示されておりません。

4 町内民間調査団体の調査結果による意見

(1) 地質について

町内民間調査団体による地質調査の結果、次の点が明らかになりました。計画地域の地質は、古い順に南蛇井層、花崗岩、神農原礫岩、中新統砂岩、中新統砂岩の崩落岩塊群で構成され、このうち南蛇井層・花崗岩・神農原礫岩は、ともに周縁部を断層で囲まれています。更にこの地域の大部分をしめる南蛇井層は、2回の破砕作用を受けており、最初の破砕作用では0.5～5cm大の礫に砕かれたものの、その後の圧密・珪化作用などによって固結しました。2回目の破砕作用は、一旦固結した岩石を1～5cm厚さの板状の岩片に圧砕し、固結せずに今日に至っています。このため南蛇井層は粘土化が進んで崩れやすく、水を通しやすい環境を創り出しています。

これらの点を思慮すれば、計画概要書が『市街地から離れた山岳地帯で地すべりや地山崩落のない安定した地盤で・・・(中略)・・・地盤環境(土壌、地盤沈下、地形・地質)・・・(中略)・・・に対する影響は見られません。』としていることには、全く納得がいきません。『安定した地盤で地盤環境に対する影響はない』としたことの根拠は見いだせません。

(2) 沢水及びその浸透水について

町内民間調査団体による水質の調査では、計画地内17地点で水温、流量、pH、導電率などの測定が行われました。

水量の解析では、伏流の発生と、岩盤の割れ目などからの水抜けの現象に注意が必要です。どちらも、下流側で見かけの流量が減少します。折の沢川では、砂防堰堤直上部の伏流と、その周辺の小断層や破砕帯からの水抜けが特に目立っています。

導電率は水に溶けている電解質の総量を大まかに示す値です。町の焼却場がある折の沢川の本流では、明らかに人為的な影響の存在を明示する数値が現れていますが、特に注意したいのは本流の一本南側にある支流の上流部分で、本流のおよそ半分の高い異常値が出ています。このことは、一つの可能性として、焼却場に由来する汚染水が、岩盤の割れ目などを通して、本流の地表集水域を超えて広

がっていることを暗示するものです。

前項の地質の状況とあわせると、この地域には小断層や破砕帯が無数に広がっており、浸透水も予想を超えた広がりを見せる可能性があることを示唆しています。

そこで、事前協議書『周囲の地形・地質及び地下水の状況』の項の『地下水は上流域が小さい為、湧水等も無く少ないと思われる。』という記述は、なにを根拠としているのか不明です。

また、計画概要書が『上流近くには、し尿処理施設からの排水が同じ鑛川に流れ、水環境（水質、水生生物）に対しての影響は少なく、埋立て施設としての適性度は最適です。』としていることと町内民間調査団体の調査結果は相入れないと思われませんが、『埋立て施設としての適性度は最適』とした根拠はどこにあるのでしょうか。

さらに、し尿処理施設の排水が流れ込んでいることと、どんな関連があるのでしょうか。

(3) 植物について

町内民間調査団体による植物調査では、次の点が明らかになりました。計画地は古くから里山として利用され、しかも昭和 30 年代～ 40 年代にかけて杉植林が活発に行われてきたため、自然植生は残存しておらず、雑木林であるコナラ群落と、杉植林による杉林に広く被われた地域となっています。また、計画地において現在まで約 340 種余の高等植物が確認されており、コナラやクリ、ヤマザクラ、アオダモ、ムラサキシキブなど数多くの落葉広葉樹が生育している中で、シラカシ、アラカシ、シロダモ、アオキ、ヤブコウジ、キヅタやオオバノイノモトソウ、ベニシダなど暖かい地方の植物がみられることは、気候的に暖温帯常緑広葉樹林（照葉樹林）の内陸部における北限地であることを示しています。

さらに、環境省や県が指定しているレッドデータブックや群馬県植物誌で「まれ」に記載されている貴重な植物が十数種類確認されました。

一方、事業者は計画概要書で計画地について『周辺地域も含めて貴重な動植物の分布が見られず、埋蔵文化財もありません。近くには、人と自然が触れ合う活動の場もなく、地盤環境（土壌、地盤沈下、地形・地質）、生活環境（動物、植物、生態系）及び自然環境（景観、人と自然との触れ合いの場、文化財）に対する影響は見ら

れません。』としています。『周辺地域も含めて貴重な動植物の分布が見られず』『生活環境（動物、植物、生態系）に対する影響は見られない』としたことについて、前述した諸点から見て大いに疑問があります。

(4) 以上に記述した地質・水・植物だけをみても、計画概要書の『計画地は、種々の環境への負荷が少なく、「安全」かつ「環境保全」に配慮した最終処分場施設を設置する上で優れた立地条件を備えています。』という結論付けの記述とは、明らかに矛盾しています。

また、計画地直近の不通峡谷は「群馬県の貴重な自然」に記載された地域であり、希少な動植物の生息・生息環境として極めて重要であるため、将来にわたり保全することが望まれるとされる地域ですが、事業者の計画では全く触れられておらず、計画概要書の『計画地は、首都圏から近く、最終処分場としての自然・周辺環境条件が優れているばかりでなく社会・経済条件も優れています。』とする根拠は見いだせません。

Ⅲ 本件事前協議に係る群馬県の取り組みについて

本件事前協議につきましては、事業者が事前協議書の提出を行って以来、早期に説明会を終了し事前協議過程の次の段階へ進みたい事業者と、計画の細部について詳細な説明を求める関係地域住民との間に決定的な隔たりが生じており、紛争化しつつあります。

当町は、この間、その調整に相当な困難を感じつつ取り組んできましたが、是非県は、本規程の制定者として、規程に則った適切な指導・助言を、事業者及び関係地域住民に対して行ってくださるよう求めます。

また、本件照会書に添付の別紙1及び別紙2に記載の関係地域住民からの意見について、内容を充分精査したうえで、事業者から住民に対して納得できる説明を行うよう指導してください。

以 上